



屋外工作物の 点検を実施！

本市では、道路や公園、学校などで多くの屋外工作物（看板や外灯、フェンスなど）を管理しています。これらの屋外工作物を安全に利用するために、基礎や金具などの点検を実施しました。

☎ 伊奈庁舎防災課（内線 2503）

点検結果

緊急対応 38 件
(すべて対応済み)



緊急性はないものの、劣化や破損などがみられたものは、修繕などの対応を進めます。

道路の陥没、公園施設の損傷、防犯灯の不点灯などを発見したら、異常通報システムからご連絡ください！



点検の例

道路

カーブミラー、防犯灯、
看板、バス停など



公園

あずまや、看板、外灯、
ベンチなど

学校

駐輪場、フェンス、門扉、
外灯、防球ネットなど



戦没者等のご遺族の皆さんへ

第12回特別弔慰金が支給されます

☎ 伊奈庁舎社会福祉課（内線 4108）

戦後 80 年という節目を迎え、今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者などの尊い犠牲に思いを致し、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金（記名国債）が支給されます。

▶支給対象者：戦没者などの死亡当時のご遺族で、令和7年4月1日現在、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける方（戦没者等の妻や父母など）がいない場合に、下記の順番による先順位のご遺族お一人に支給します。

①令和7年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方

②戦没者等の子

③戦没者等の (1) 父母 (2) 孫 (3) 祖父母 (4) 兄弟姉妹
※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していることなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入り替わります。

④ ①～③以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪など）
※戦没者等の死亡まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

▶支給内容：額面 27 万 5,000 円、5 年償還の記名国債

▶請求期限：令和 10 年 3 月 31 日

広報つくばみらいアンケートに ご協力ください！ No.230

☎ 伊奈庁舎秘書広報課（内線1105）

▶回答方法：以下の2種類の回答方法があります。

①市ホームページ上のメールフォーム

②回収ボックスへのアンケート用紙の投函

※この回答部分を切り取って投函してください。

▶回収ボックス設置場所：伊奈庁舎、谷和原庁舎、みらい平市民センター、みらい図書館 supported by 成島建設（図書館本館）、伊奈公民館、各コミュニティセンター（みらい平・小絹・板橋・谷井田）、きらくやまふれあいの丘すこやか福祉館、ボランティア市民活動センター



メールフォーム
はこちら

1 あなたの年齢を教えてください。

10代以下 20代 30代 40代
50代 60代 70代以上

2 あなたの居住地（町名）を教えてください。（例：富士見ヶ丘、筒戸 など）

()